

[平成28年 予算審査特別委員会]-[03月10日-04号]-P. 258

◆織田勝久 委員 私は5点、1つ目が5款健康福祉費、食品衛生事業費に関連して健康福祉局長、次が4款こども未来費、保育所整備事業費に関連してこども本部長、次が下水道事業会計、上下水道事業管理者に、次が5款健康福祉費、動物愛護と適正な飼育の推進と、最後が8款建設緑政費、道路整備事業に関連して、これは建設緑政局長、宮前区長にそれぞれ一問一答で質問してまいりたいと思います。

まず、食品衛生事業費に関連してですが、食品衛生責任者実務講習会について伺いたいと思います。これは法令で、条例で定められた、義務づけられている講習会でありますけれども、まずこの食品衛生責任者とは何かと、その役割を伺います。また、この実務講習会とは何か伺います。また、この実務講習会の開催については、講師の選定や講習の案内など、その全てを一般社団法人川崎市食品衛生協会に委託しております。一般社団法人川崎市食品衛生協会に委託している理由と経過について、それぞれ伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 食品衛生責任者実務講習会についての御質問でございますが、本市では、川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例において、健康被害の発生防止を目的として、食品関係の営業者に対し施設や従事者の衛生管理を行う食品衛生責任者の設置を義務づけているところでございます。実務講習会は、同条例に基づき飲食店や弁当店などの営業を行うに当たり、食品等の適切な管理に必要な衛生知識の向上のため、営業者に対し、業種や施設設備の状況により3年から8年に一度の頻度で食品衛生責任者の受講を義務づけております。次に、委託の理由と経過につきましては、一般社団法人川崎市食品衛生協会は、食品営業者みずからの食品衛生知識の取得、普及向上を図り、自主管理体制の確立と食品の事故の防止に努めている市内で唯一の団体であり、業務の委託先として適切であるため、昭和60年度から実務講習会の実施を委託しているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 御答弁いただきました。実務講習会の実績について、次にその受講率について伺ってまいりたいと思います。平成24年度から平成27年度の第3四半期まで、それぞれの実績を伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 実務講習会の実績についての御質問でございますが、実務講習会の開催回数と受講率につきましては、平成24年度15回、44.7%、平成25年度15回、40.8%、平成26年度14回、48.2%、本年度は平成27年12月までに13回開催し、受講率は43.7%でございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 重ねて申し上げますが、これは義務化されている講習会でありまして、大体4割強ということでありまして。過去、食中毒発生施設数と、うちこの未受講施設数についての関連について伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 食中毒発生施設についての御質問でございますが、平成22年

以降、食中毒が発生し、現在も営業している飲食店等は38カ所で、そのうち直近の受講すべき食品衛生責任者実務講習会を未受講であったものは6カ所でございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 約16%ということであります。因果関係はあるのかなと理解いたしますが、この受講率の向上について改善の方策を伺っておきます。また、懲罰的な意味合いから未受講施設の名前の公表などは検討できないのか、あわせて伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 受講率の向上についての御質問でございますが、本市におきましては毎年、年末に食品一斉監視を実施しており、今年度につきましては、特に未受講の営業者を重点対象として、各区の食品衛生監視員と連携を図り、受講指導を行ったところでございます。実務講習会の開催は健康被害の発生防止のために大変重要であると考えておりますので、今後につきましても引き続き未受講施設に対する指導を行うとともに、現在行っている営業者に対する未受講理由の調査や、年末の一斉監視の機会などを捉えた未受講の実態の把握を踏まえ、開催時間の工夫や受講者へのインセンティブなど、受講率の向上につながる取り組みについて、川崎市食品衛生協会と連携しながら検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 平成27年度の当初予算額と平成28年度の当初予算額をそれぞれ伺っておきます。予算額が同額である理由についても伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 予算額についての御質問でございますが、当初予算額につきましては108万4,000円で同額でございます。業務委託内容につきましても同様でございますが、受講率向上に向けて毎年夏期及び年末に実施している一斉監視の中で、未受講施設に対する指導を重点的に実施するとともに、開催時間の見直しなど受講者の利便性を考慮した開催方法について、川崎市食品衛生協会と協議しながら検討し、実務講習会を開催してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 この問題は、当局とは随分早いうちから議論してきた中身で、改めて今回質疑させていただいたのですけれども、特に夜間の——いわゆる水商売——そういう事業者も多いということで御苦労があるということはわかっています。ただ、平成27年度、平成28年度の当初予算額が同じだということは、正直ちょっとがっかりしまして、その分頑張るというものが見えないなという気がいたしました。いずれにしても、これは法令、条例で義務づけられていることでもありますし、食品の安全ということで、食中毒とその因果関係もあるわけでありますから、しっかり進めていただいて、やはり制度的に無理があるということであれば、そこの何が無理なのかということも明らかにして、それを正していくということも大事かと思っておりますので、引き続き健康福祉局の取り組みを期待してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に参ります。4款こども未来費、保育所整備事業費に関連して、認可保育所の整備に関連してお伺いをしてまいりたいと思います。昨今の集中的なマンション開発、建設に対

し、保育・学校施設の整備が追いつかないという現状があるわけでありまして。特に義務教育でない保育所の整備を目的にマンション開発事業者に保育所の整備もしくは協力金の要請を検討できないのか、これはさきの第5回定例会の一般質問で質問いたしましたけれども、早期の導入を図っていききたいと、そのような答弁をいただいたわけでありまして。そこで、いつから導入を図られるのか、時期について伺います。

◎小池義教 こども本部長 保育所整備の要請についての御質問でございますが、本市は今年度、大規模集合住宅の開発事業者に対し、自主的な保育所整備をさらに促進するとともに、自主整備が困難な場合には、開発事業者に整備協力金の拠出を任意に要請できないか、他都市の事例等も参考にしながら検討を進めてきたところでございます。検討の中で整備協力金の考え方や対象戸数を初めさまざまな課題を整理しておりますが、今後はさらに庁内調整を進め、来年度にパブリックコメント手続を実施した上で、秋以降をめどに制度を立ち上げてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 来年度の秋以降をめどにということでお話をいただきました。保育施設に対して要綱による協力金の要請は江東区ですとか台東区ですとかで既に実施されていると。特に江東区では30戸以上のマンション建設において任意の協力要請の実績があると仄聞をいたします。そこで、対象住戸数を幾つにするのか、さらに、条例はなじまないと思いますけれども、どのような行政指導指針とするのか伺います。さらに、既に施工が開始されている対象物件は対象となるのか伺います。

◎小池義教 こども本部長 対象戸数等についての御質問でございますが、集合住宅の計画戸数が200戸以上の場合、開発事業者が総合調整条例に基づき事前届出書を提出した段階で、本市は保育所の自主整備を要請しておりますが、地域の保育需要への影響を鑑み、本年4月から対象戸数を50戸以上とする予定でございます。また、来年度の秋以降に予定しております新たな方針につきましても、50戸以上の集合住宅を対象に協力要請制度要綱を策定する方向で検討しておりますが、この中で自主整備や整備協力金の拠出につきましても要請してまいりたいと考えているところでございます。なお、既に事前届出書を提出し、施工が開始されている集合住宅につきましても、総合調整条例に基づくこれまでの届け出実績から、市内でおおよそ35件程度と推測されているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 かなり制度設計の詰めがなされていると理解いたしますけれども、いずれにしましても、総合調整条例の、今、本部長が答弁された届け出の時点で要綱の効力をしっかりと発現させていただくと、そのように求めておきたいと思っております。取り組みをしっかりと見てまいります。

次に参ります。下水道事業の一般会計からの繰り入れについて上下水道事業管理者にお伺いいたしたいと思っております。第3条収益的収支と第4条資本的収支それぞれについて、基準外繰り入れが発生した経過と特徴についてお伺いいたします。

◎飛弾良一 上下水道事業管理者 下水道事業会計における基準外繰入金についての御質問でございますが、下水道事業において原則として雨水の整備につきましては公共事業であることから、基準内の繰入金として一般会計から負担を受けているところでございます。これに対して汚水処理につきましては、市民からいただく下水道使用料で賄うこととしており、その不足する額や下水道使用料に転嫁することがなじまないものなどについて基準外の繰入金として一般会計から負担を受けているところでございます。主な基準外繰入金の内容についてでございますが、収益的収支におきましては、福祉対象者等の下水道使用料の負担軽減に相当する額や、下水汚泥の放射性物質対応経費について基準外の繰り入れを受けているところでございます。資本的収支におきましては、下水道の普及促進に向けて昭和末期から平成初期にかけて集中的に建設投資を行った財源として多額の企業債を発行してきたことから、汚水分の企業債償還金の不足する額について基準外の繰り入れを受けているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今御答弁いただきましたが、昭和末期から平成初期にかけて集中的に建設投資を行ってきた財源として多額の企業債を発行してきた、こういう経緯があると。これは本市だけではなくて、大都市部が抱えている同じような課題であると認識はするわけでありまして。しかし、建前的事実を申し上げれば、地方公営企業法でありますから、原則は入りと出を合わせると。ただ、その中でも第17条の2のような項目もありますので、基準外繰り出しが一切いかんということではもちろんないわけでありましてけれども、それをゼロに近づけていく努力は必要であろうと、基本的にはそういう問題意識であります。

そこで伺いますが、今後の事業費の推移を見ますと、建設改良費について事業費の上限を平成28年度以降180億円とするようになっておりますけれども、その理由について、さらに平成35年度には合流改善事業が一区切りとの見込みとのことでありましてけれども、それに伴う建設改良費の上限の見直しは予定されていないのか、あわせて伺います。

◎飛弾良一 上下水道事業管理者 建設改良費の上限についての御質問でございますが、本市では平成13年度から下水道事業の建設改良費については170億円と上限を定め、その財源となる企業債については、各年度の公債費の2分の1から3分の1程度に抑えることで企業債残高の縮減に努めてきたところでございます。その結果、平成13年度に約4,710億円あった企業債残高は平成26年度には3,642億円まで縮減を図ってきております。平成28年度から建設改良費の上限を180億円に見直すことについてでございますが、平成26年度の消費税率の引き上げや公共労務単価の高騰などにより、実質的に建設改良事業が圧縮されてきていることへ対応したものでございます。次に、さらなる建設改良費の上限の見直しにつきましては、今後耐用年数を超える管渠など老朽化施設が増加することを踏まえ、建設改良費を増額していく必要はございますが、企業債残高の縮減状況や基準外繰入金の削減状況を考慮し対応する必要があるかと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいま御答弁いただきました。第3条収益的収支という部分については先ほど答弁いただきましたけれども、福祉対象者等の下水道使用料の負担軽減に相当する額や、下水汚泥の放射性物質対応の経費について、そういう部分で一定理解できると

ころでありますけれども、第4条資本的収支については、これは論理的には一般会計からの繰り入れをなくすことは可能だと考えるわけでありまして、実現に向けての取り組みをどのように行っていくのか、また建設改良費の上限の見直しとの関連で伺っておきます。さらに、目標年次について試算があれば伺います。

◎飛弾良一 上下水道事業管理者 資本的収支の基準外繰入金の削減についての御質問でございますが、建設改良費の上限を定め企業債残高の縮減を図ることにより、企業債の償還金についても今後減少していく予定でございます。こうした取り組みにより平成35年度には基準外繰入金をほぼ解消できる見込みでございますので、そのころには建設改良費の上限の見直しを図ることができると考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいまの御答弁で、平成35年に基準外繰り入れは一応なくす方向で頑張るのだと、そういうことの御答弁をいただきました。雨水の関係等大変御苦勞いただいているということもよく理解しておりますので、そこも含めてしっかりと推移を見てまいりたいと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に参ります。5款健康福祉費に関連して、動物愛護と適正な飼育の推進に関連して健康福祉局長に伺います。今まさにこの2月予算定例会でありますけれども、札幌市では、同じくこの2月定例会で子犬や子猫を生後8週間までは親と子を一緒に飼育することを飼い主の努力義務と定める条文を盛り込んだ、市動物の愛護及び管理に関する条例を今議会で提案され、議論されていると。10月からの施行を目指す予定であると仄聞しているところでもあります。国の動物の愛護及び管理に関する法律でもこの56日齢規制というものがうたわれておりますけれども、経過措置として45日、さらに平成28年9月1日からはこれが49日と読みかえられるわけでありまして、その後は未定であります。いずれにしても、法律では56日規制とうたわれているのでありますけれども、その56日にいつ到達するのかということが未定だという現状があるわけでありまして、そのまさに法律のある種運営の穴を埋めるための札幌市での条例の制定であろうと理解をしているわけでありまして、私も猫派でありまして、実際家にいっぱい猫がおりますけれども、生後8週間までに親から引き離された子犬や子猫は適切な社会化がなされず、問題行動を起こしやすくなると言われております。また、生後40日過ぎぐらいから母親からの移行抗体が減り始め、免疫力が低下するとされ、以上の点から、欧米先進国の多くで8週齢、生後56日から62日まで子犬や子猫を生まれた環境から引き離すことを禁じる8週齢規制を法令で定めているわけでありまして、本市も動物の愛護という視点から、特にこの定例会には動物愛護基金の設置の条例も提案されておりますので、あわせて動物愛護の観点からも、本市でもこの条例化の検討を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 動物愛護についての御質問でございますが、平成24年に動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、犬猫販売業者は生後56日を経過しないものについて販売等をしてはならないと規定されましたが、現在は経過措置期間でございまして、45日齢規制となっております。平成28年9月1日からは49日齢規制となる予定でございまして、さらに環境省では犬や猫を親兄弟から引き離す理想的時期についての調査研究

の結果と、その社会一般及び事業者への浸透状況等を踏まえ、56日齢規制を施行する期日について検討を行っており、その結果に基づいて速やかに定めるものとしております。本市といたしましては、犬猫販売業者や飼い主の方々などに法令に基づく日齢規制の内容並びに趣旨について周知を図っているところでございます。今後におきましても国や他自治体の動向を注視するとともに、動物愛護と適正な飼養についての普及啓発を推進してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 実際、猫を飼育しております、本当に子育てのうまい猫がおりますね。それで8週齢規制と言いますのは、人に例えれば、まさにこれは基本的人権にかかわるような問題ではなかろうかと思うわけでありまして。法律で附帯決議がついたということでもありますけれども、これも動物販売業者等へ大変配慮をされたということを仄聞いたしておりますけれども、この経過措置にどういうふうに対応するのかというのは、やはりそれぞれの自治体の動物行政に対する基本的な問題意識が出てくる課題かなと思ひまして、対応の見直しを求めておきたいと考えているわけでありまして。担当者とかかなりやりとりをさせていただきましたが、なかなか平行線でありましたので、大変恐縮ではありますけれども、それでは札幌市にできて何で本市にできないのか、それを健康福祉局長に伺いたいと思ひます。

◎成田哲夫 健康福祉局長 条例化についての御質問でございますが、国は日齢制限を定めるに当たり、犬猫等販売業者の業務実態、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築する観点から、犬や猫を親兄弟から引き離す理想的時期についての調査研究の結果と、その社会一般及び事業者への浸透状況等を踏まえ、法律により規定することとしております。本市におきましては、日齢制限につきましては動物愛護に資する一方、動物販売業などに一定の制限を加えることになることから、国が行う科学的知見に基づき、理想的な引き離し時期については国内の大きな母数で検討されることが望ましいものと考えております。今後におきましても国の動向を注視し、日齢制限の改正に対し、犬猫販売業者や飼い主に速やかに周知できるよう適切に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今の御答弁を答弁書のとおり読みますと、子犬や子猫の適切な社会化ということよりも、今まさに答弁いただきましたけれども、その動物販売業などに一定の制限を加えることになると、そちらのほうに配慮をされているということをおっしゃっているわけでありまして、どうも国の経過措置が置かれた状況と同じ認識なのかと思うわけでありまして。これは根本的な動物行政にかかわる問題ではなかろうか。国の動向を注視しということで、国の動向に左右されるということよりも、川崎市は政令指定都市でありますから、やはり川崎市で政策立案したテーマというものが国に対して大きな影響力を与えるのだというような認識と、あと私は政令市としてのプライドをしっかりと持っていたきたいなど、そんなふうに思ひますので、ぜひ今後の対応の見直しを強く求めておきたいと思ひます。

次に参ります。8款建設緑政費に関連して、これは道路整備プログラムについて伺いたいと思ひます。これはさきの一般質問で質問いたしましたけれども、鷺沼駅周辺まちづく

り推進事業が川崎市の総合計画に位置づけられたわけであり、本年度はこの総合計画の策定にあわせて土地利用方針案等の策定を進め、東急電鉄との包括協定の期間中である平成29年度末をめどに、駅前広場や駅舎等を含め、再整備に向けた具体的な計画内容を検討するとしているわけであり、土地利用ゾーニング案の主な柱は、駅を中心としたまちづくりやアクセス向上の取り組みであり、また土地利用方針案では、機能の調整は、駅前ロータリーの拡充とバス路線の充実が主要な機能として位置づけられる予定であります。バスによる鷺沼駅へのアプローチというものが最大の目的となっているわけであり、そのためには駅前広場だけの整備では不十分で、駅へアプローチする都市計画道路の整備が不可欠と考え、さきの定例会では都市計画道路梶ヶ谷菅生線の整備の課題を議論いたしました。

ディスプレイをお願いいたします。これは例のたまプラーザへのアプローチのときに使った資料ですが、ちょっと見にくいですかね。左の南北に見えます水色の線でありますね。梶ヶ谷菅生線、わずか400メートルであります。ところが、第2次道路整備プログラムにおける道路の事業見直し評価のあり方では、初めから現道のない、そもそも道がない犬蔵地区と鷺沼駅を結ぶ梶ヶ谷菅生線は定量的評価の対象にならず、整備の優先順位が低くなってしまったわけであり、そこで評価指標の見直しを求めました。第2次道路整備プログラムの策定に向けてパブコメが終了したわけであり、都市計画道路梶ヶ谷菅生線の整備に係る内容があったのか、あれば件数と内容について伺います。

◎金子正典 建設緑政局長 道路整備プログラムにおける都市計画道路梶ヶ谷菅生線についての御質問でございますが、第2次川崎市道路整備プログラムの策定に向けまして、パブリックコメントの募集を平成27年12月14日から平成28年1月12日まで実施したところ、全体で13通43件の御意見をいただき、そのうち都市計画道路梶ヶ谷菅生線に関する御意見は3通3件でございます。これらの御意見の主な内容といたしましては、鷺沼駅周辺の再整備が総合計画に位置づけられ、交通アクセスの改善として梶ヶ谷菅生線の整備が重要であるが、プログラム案では路線評価が低いため、評価指標を見直して優先順位を上げてほしいなどございました。以上でございます。

◆織田勝久 委員 13通のうちの3通ということですから、決して少ない数ではないだろうと。さらに、聖マリアンナ医科大学等への直通等の要望等もかなりあったと仄聞しているわけであり、そこで宮前区長に伺いたいと思うのでありますけれども、宮前区区民の護民官であります宮前区長でありますから、鷺沼駅周辺まちづくり推進事業への取り組みの評価、期待について、宮前区の顔づくりとある都市計画マスタープラン宮前区構想の視点からも伺ったところ、今後の鷺沼駅周辺の再整備が駅アクセスの一層の向上や高齢社会への対応につながっていくものと期待していると、これは前回質疑のときに答弁をいただいているわけです。このさきの定例会で私の質疑を受けて、またこのパブコメの結果をごらんになって、宮前区としてどのように都市計画道路梶ヶ谷菅生線について、第2次道路整備プログラムにおける事業優先順位を上げる取り組みを区長として建設緑政局に働きかけていただいたのかどうか、具体的に伺いたいと思います。

◎野本紀子 宮前区長 梶ヶ谷菅生線についての御質問でございますが、道路の整備は区民の皆様の生活利便性向上に大変重要であると考えております。都市計画道路梶ヶ谷菅生線の犬蔵から土橋の区間につきましても、将来開通した場合には、区内の道路ネットワークの形成が進み、犬蔵方面から鷺沼駅方面へのアクセスが向上するものと考えているところでございます。しかしながら、区内には都市計画道路の未整備区間が複数あり、区長として特定の区間について事業優先順位を上げるよう関係部局に働きかけを行ったことはございません。以上でございます。

◆織田勝久 委員 大変つれない答弁でございます。都市計画道路梶ヶ谷菅生線というのは区役所の前の通りなんです。そして、宮前区というのは宮前区中から区役所へのアクセスが大変不便であると。しかも今回やっと宮前区へのそである鷺沼駅前の再整備というのが位置づけられて、しかも路線バスをしっかりと走らせるのだということを総合計画の中で位置づけていただいているのに、宮前区へのそである鷺沼駅と宮前区役所を結ぶという、まさに言ってみれば大動脈ですよ。その大動脈の都市計画道路について、関係部局に働きかけを行ったことはございませんということを区長はおっしゃるわけですよ。やはり今まで、これは当局も私も議会も、行政区のいわゆる総合行政化ではありませんけれども、まさに事業局の縦串をどのように横串を刺すかということで区役所の権限強化ということの努力をしてきて、それでやっと、これは当局の、まあまあ御理解もあったと私は思っていますけれども、それぞれの事業局と同じ予算要求権限を区長にもしっかりつけたわけですよ。これは議会も頑張ったのですよ。その予算要求権限があるということは、同じ権限を持っているということなのだから、その予算要求権限を持っている区長が、関係部局に働きかけを行ったことがございませんということを答弁で出してしまうという、この現実をどういうふうに理解してよいのかどうか、これは区役所は要らないではないですか。だって、地域にお住まいの皆さんの課題というものを区役所が把握しないでどうするのですか。だから、私は、これはかなり抜本的に区のあり方を見直さなければならないテーマのような気がしますよ。

最後に市長に、これは要望という形で申し上げておきますけれども、さっきの健康福祉局長にお願いした犬猫の適正管理の問題もそうだし、これも残念ながら国の動向を見ていくと。そして今の宮前区長の御答弁も、まあ、基本的には事業局にお任せをいたしますと。やはり市長が言っておられる量から質への改革という部分、質への改革という部分については、私もそのとおりでろうと思います。そして一生懸命取り組んでおられる職員もおられることもよく知っておりますけれども、しかし、特に区の総合行政を預かる区役所の区長がこのような問題意識でよいのかどうか、やはりもっと市民に近い立場での区役所の役割というものを大きく見直す必要があるのではないかと、そういうことも含めて、今回問題提起をさせていただきたいと思っておりますので、内部的に御検討いただけることがあれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。終わります。